

2022年12月15日

各 位

会 社 名 日本郵船株式会社
代表者名 代表取締役社長 長澤 仁志
(コード番号：9101 東証プライム)
問合せ先 法務・フェアトレード推進グループ長
橋本 隆明
(TEL.03-3284-5151)

**(開示事項の経過) 当社に対する損害賠償請求訴訟についての
米国連邦最高裁に対する裁量上訴 (Certiorari) の申立に関するお知らせ**

2022年8月18日付「(開示事項の経過) 当社に対する損害賠償請求訴訟についての再度の控訴棄却判決に関するお知らせ」において公表したとおり、米国第5巡回区連邦控訴裁判所(以下“連邦控訴裁判所”と言います)は、下記2. 記載の当社に対する損害賠償請求訴訟の再審理において、改めて第一審原告らの控訴を棄却する旨の判決を下しておりましたが、今般、第一審原告らにより以下のとおり米国連邦最高裁判所に対する裁量上訴(Certiorari)の申立がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 申立гされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 米国連邦最高裁判所
- (2) 年月日 : 2022年12月14日(米国現地時間)

2. 申立の原因及び申立に至った経緯

2017年6月17日1時30分(日本時間)頃、静岡県下田沖およそ20キロにて当社が用船・運航するコンテナ船「ACX CRYSTAL」とアメリカ海軍イージス艦「FITZGERALD」が衝突し、「FITZGERALD」乗員のうち7名が死亡する事故が発生しました。当該事故による死亡者の遺族7名(3.(1)に記載)並びに当該事故で負傷したと主張する乗組員及びその配偶者62名(3.(2)に記載・但し第一審途中での修正訴状による増加後の人数)(以下まとめて「第一審原告ら」と言います)は、2019年11月18日、当社が当該事故の被害者に対して損害賠償責任を負うと主張し、米国ルイジアナ州東部連邦地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟(以下「本件訴訟」と言います)を提起しましたが、2020年6月4日に却下判決がなされました。第一審原告らは、さらに連邦控訴裁判所に対

して控訴しておりましたが、2021年4月30日に棄却され、更に連邦控訴裁判所による再審理の結果2022年8月16日に改めて控訴が棄却されたことを受け、今般、米国連邦最高裁に対して裁量上訴の申立をしたものです。

3. 申立をした者の氏名及び住所

本件訴訟は下記2件の第一審原告らの訴訟に分かれていましたが、裁量上訴の申立をした第一審原告らはその両方です。

(1) 氏名：STEPHEN DOUGLASS 氏 他 6 名

住所：Oceanside, CA, USA 他

(2) 氏名：JHON ALCIDE 氏 他 61 名

住所：Laurelton, NY, USA 他

4. 申立に係る訴訟の内容（目的の価額）

(1) 申立に係る訴訟の内容

2. に記載のとおりです。

(2) 損害賠償請求金額

合計3億8百万米ドル並びに利息及び費用等

(内訳) 3. (1) に記載の訴訟 : 7 千万米ドル並びに利息及び費用等

3. (2) に記載の訴訟 : 2 億3 千 8 百万米ドル並びに利息及び費用等